信用保証協会の概要

協会の目的と基本理念・基本方針

協会の目的

兵庫県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者(以下、「事業者」という。)が事業に必要な資金を借り入れる際、 その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

経済変化への迅速・的確な対応を目指して

事業者のために

日本の産業社会において、事業所・従業員数の 大半を占めている事業者は経済活力の源泉であり、 雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて 重要な存在です。

兵庫県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき 設立された公的機関として、金融上の「公的保証人」 となって、事業者と金融機関を結ぶ「架け橋」の役 割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は事業者の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、事業者の活力を創造していきます。

基本理念

当協会では、以下の「基本理念」を定め、激しく変動してゆく経済・社会の中で果たすべき役割と責任を十二分に認識し、事業者の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざしています。

私たちは事業の維持・創造・発展に努力する中小企業の良きパートナーとして信頼される保証協会をめざし地域経済・社会の発展に貢献します

基本方針

「基本理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

』。公正・的確・迅速な「信用保証」を提供する

- ①適正かつ健全な経営努力を続ける中小企業等の経営基盤の安定・強化に寄与するため、新たな信用 創造に努め、適宜・適切な保証を提供する。
- ②自主・中立の公的機関として、第三者の介在・介入を排除し、適正保証の推進に努める。

2. 信頼される保証業務を推進する

- ①中小企業の良きパートナーとして地域経済・社会の発展に貢献するため、人材の育成に努め、資質の 向上を図る。
- ②広く信頼される保証協会をめざし、多様化する中小企業のニーズに的確に応えるため、情報の提供、 関係機関との連携強化に努め、より質の高い保証業務を推進する。

3. 揺ぎない経営基盤を確立する

- ①激変する金融環境の中にあって、信用補完制度の健全な運営と発展を図るため、将来に亘って揺ぎの ない経営基盤を確立する。
- ②情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。

協会の概要

兵庫県信用保証協会の概要

設 立・・・昭和23(1948)年10月23日 根拠法律・・・信用保証協会法

(昭和28(1953)年8月10日制定)

関係法律・・・中小企業信用保険法

(昭和25(1950)年12月14日制定)

事務 所···本所(神戸事務所)、阪神事務所、 姫路事務所、但馬支所、淡路支所、

西脇支所、加古川支所

常勤役職員······231名 基本財産······935億円

保証承諾額・・・・・・・・・・・4,574億円

保証債務残高······1 兆7,245億円 代 位 弁 済 額······230億円

求償権回収額・・・・・・・・・・・65億円

※数値は令和5年度末現在



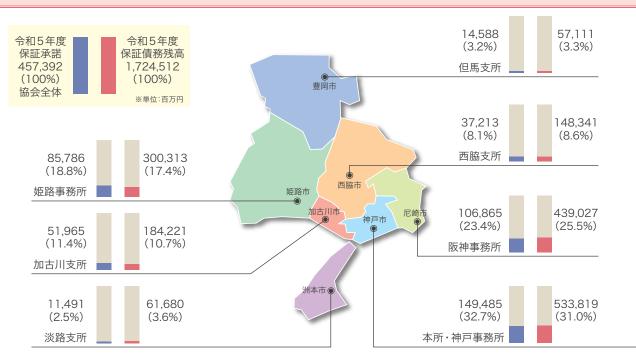
保証承諾の推移(金額) (億円) 15,000 9,000 6,000 3,000 H30 R1 R2 R3 R4 R5







事務所・支所別の保証承諾、保証債務残高の状況



協会の沿革

◎私たちは地域とともに歩み続けていきます。

兵庫県信用保証協会が発足したのは、戦後の混乱が色濃く残る昭和23(1948)年のことでした。百貨店の一室を借り、8人で保証業務を開始して以来、地域とともに歩み続けています。この間、兵庫県は鉄道網や高速道路網の発達、明石海峡大橋の開通など大規模な基盤整備が進む一方で、阪神・淡路大震災による甚大な被害を受けるなど、激動の時代を駆け抜けてきました。我が兵庫県信用保証協会においては、それぞれの時代の変化を適切に捉え、タイムリーな信用保証業務を展開することで、県内事業者の金融円滑化に尽力してきました。

兵庫県信用保証協会の主な出来事

昭和23年 10月23日 兵庫県信用保証協会が社団法人として

神戸市に設立

昭和26年 「中小企業信用保険法」に基づく保険契約締結

昭和29年 「信用保証協会法」に基づく法人に組織変更

昭和32年 姫路支所、尼崎支所開設

昭和33年 中小企業信用保険公庫(現㈱日本政策金融公庫)設立、

「信用補完制度」確立、但馬支所、淡路支所開設

昭和39年 「手形貸付根保証」、「手形割引根保証」創設

昭和40年 「特別小口保証」、「追認保証」創設

昭和48年 保証債務残高1,000億円突破

西脇支所、加古川支所開設

昭和61年 「当座貸越根保証」創設

昭和62年 「事業者カードローン根保証」、「長期経営資金保証」創設

昭和63年 保証債務残高5,000億円突破

平成 5年 保証債務残高1兆円突破

平成 7年 阪神·淡路大震災「災害復旧融資」創設

新本所ビル竣工

保証債務残高1兆5,000億円突破

平成10年 「中小企業金融安定化特別保証」創設

平成12年 「特定社債保証 < 私募債 >」創設

平成13年 「売掛債権担保融資保証」創設

平成14年 神戸事務所設置

「資金繰り円滑化借換保証(現「借換保証」)」、

「事業再生保証」創設

平成15年 「下請振興関連保証」創設

平成18年 保証料率体系を改正(9段階の保証料率体系を導入)

平成19年 「責任共有制度」導入

「流動資産担保融資(ABL)保証」創設

平成20年 阪神事務所を開設(尼崎支所を改組・改編)

「原材料価格高騰対応等緊急保証(景気対応緊急保証)」創設

平成23年 「東日本大震災復興緊急保証」創設

コンピュータ共同システム「コモンシステム」へ移行

平成26年 「経営改善サポート保証(事業再生計画実施関連保証)」

創設

平成27年 「養父市アグリ特区保証(養父市国家戦略特別区域農業

保証)」創設

平成28年 「災害時発動型予約保証そなえ」、「ひょうご発展支援保証

リード(現「リードα」)」創設

平成29年 「短期継続保証たんけい」、「事業性評価保証タッグ」創設

平成30年 設立70周年を迎える

「経営改善借換保証ぜんしん」創設

令和 2 年 「新型コロナウイルス感染症対応資金(ゼロゼロ融資)」創設

令和 4 年 SDGs支援保証「ステップ」創設

令和 5 年 「SDGs社債保証」創設



昭和38年 ポートタワー完成 (神戸新聞社撮影)



昭和47年 山陽新幹線開通 (神戸新聞社撮影)



昭和56年 神戸ポートアイランド博覧会開催 (神戸新聞社撮影)



平成7年 阪神·淡路大震災 (神戸新聞社提影)



平成18年 神戸空港開港 (神戸新聞社撮影)



令和2年~ 新型コロナウイルスの感染拡大 (兵庫県撮影)

協会の業務

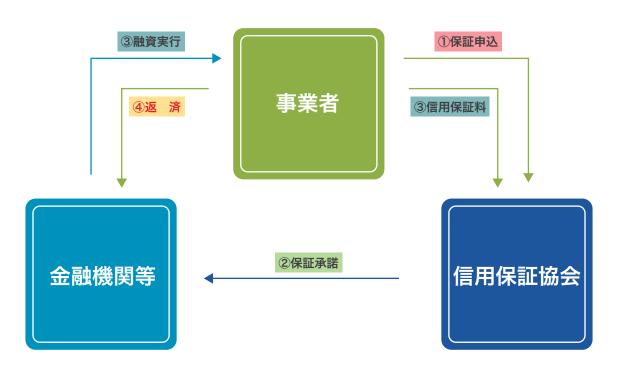
当協会は、事業者の金融円滑化促進を通じて地域経済・社会の発展に貢献することを役割とし、信用保証業務、経営支援業務、回収業務の三つの業務を中心に行っています。昨今の激しく変動する経済社会の中で、新たな保証商品の開発を含めた事業者への適切な保証の提供に加え、保証利用者のフォローアップ、実態を踏まえた返済相談に応じるなど様々な取組を通じてその役割を果たしています。

信用保証業務

信用保証協会では、事業者が金融機関から事業に必要な資金を借りる際、その保証人となることにより、 事業者が資金を借りやすくなるように支援しています。

当協会では、創業や生産性向上、経営改善、事業承継等、事業者が抱える経営課題に応じた保証制度を用意しており、金融機関をはじめとした関係機関と連携の上、事業者の資金需要を把握し、迅速かつ的確な信用保証の提供に努めています。

特に、近年は、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)に伴う過剰債務や燃料・原材料価格の高騰、人手不足等に悩む事業者への資金繰り支援に全力で取り組むとともに、ポストコロナ時代における課題解決を促す保証を積極的に提供しています。



①保証申込

信用保証委託申込書等の 必要書類一式を提出して 頂きます。

2保証承諾

信用保証協会は、事業内容 や経営計画などを検討し、 保証が可能か総合的に判断 します。

3融 資

保証承諾後、信用保証書の 交付を受けた金融機関が ご融資いたします。この際、 信用保証協会へ所定の信用 保証料をお支払いいただ きます。

4返 済

返済条件に基づき、借入金 を金融機関へご返済いた だきます。

経営支援業務

当協会では、創業支援や経営改善・事業再生支援、事業承継支援などライフステージの様々な局面における経営課題の解決を図るため、各種相談窓口を設け、関係機関と連携しながら積極的な経営支援に努めています。

創業支援

これから事業を始める方や創業間もない事業者への資金繰り支援をはじめ、創業計画策定支援や創業後のアフターフォロー、創業に関する理解と関心を深める創業イベントや学生向け起業家育成講座等を 開催し、創業にかかる支援を行っています。

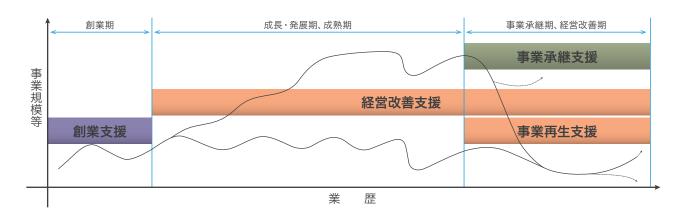
経営改善・事業再生支援

売上の減少等、経営課題を抱える事業者に対して、経営状態のモニタリングや課題解決に向けた提案、経営改善計画策定支援、中小企業診断士等の外部専門家派遣等を行い、経営改善にかかる支援を行っています。また、必要に応じて、取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う経営サポート会議を開催しています。

さらに、代位弁済後も意欲を持って事業を継続している事業者については、中小企業活性化協議会 や金融機関等、関係機関と連携の上、事業再生にかかる支援を行っています。

事業承継支援

事業承継での様々な局面での資金需要に対する資金繰り支援や「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」、 金融機関と連携した円滑な事業承継サポート、事業承継に関する課題を解決するため、中小企業診断士 等の外部専門家派遣等を行い、事業承継にかかる支援を行っています。



求償権回収業務

事業者が倒産などの事由により債務を返済できない事態(償還不能)となった場合、信用保証協会は金融機関に代位弁済を行います。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となり、事業者の実情に応じた債権(求償権)の回収を行います。求償権回収業務では、事業者との面談や電話等により返済交渉を行い、必要に応じて法的措置を行うなど、求償権の回収に努めています。

